

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2021年 8 月27日	
【会社名】	工藤建設株式会社	
【英訳名】	KUDO CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 工藤 英司	
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10	
【電話番号】	045(911)5300(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 秋澤 滋	
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10	
【電話番号】	045(911)5300(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 秋澤 滋	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	305,089,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年8月26日付で提出いたしました有価証券届出書のうち、「第三部 追完情報 第2 臨時報告書の提出」の記載事項の一部の訂正を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

第2 臨時報告書の提出

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第三部 【追完情報】

### 第2 臨時報告書の提出

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出以降、本有価証券届出書提出日(2021年8月26日)までの間において、以下の臨時報告書を2020年9月30日に関東財務局に提出しております。

(2020年9月30日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2020年9月29日開催の第49期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年9月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 105円00銭 総額 119,877,870円

ロ 効力発生日

2020年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開等に対応するため、事業目的に関する規定（定款第2条）の一部変更を行うものであります。その他、条文の新設に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

庄司盛弘、苫米地邦男及び水上亮比呂を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	9,833	0		(注)1	可決 99.98
第2号議案 定款一部変更の件	9,833	0		(注)2	可決 99.98
第3号議案 監査役3名選任の件					
庄司 盛弘	9,780	53		(注)3	可決 99.44
苫米地 邦男	9,832	1		(注)3	可決 99.97
水上 亮比呂	9,833	0		(注)3	可決 99.98

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## (訂正後)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出以降、本有価証券届出書提出日(2021年8月26日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局に提出しております。

## (2020年9月30日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、2020年9月29日開催の第49期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 株主総会が開催された年月日

2020年9月29日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 105円00銭 総額 119,877,870円

ロ 効力発生日

2020年9月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開等に対応するため、事業目的に関する規定（定款第2条）の一部変更を行うものであります。その他、条文の新設に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

## 第3号議案 監査役3名選任の件

庄司盛弘、苔米地邦男及び水上亮比呂を監査役に選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	9,833	0		(注)1	可決 99.98
第2号議案 定款一部変更の件	9,833	0		(注)2	可決 99.98
第3号議案 監査役3名選任の件					
庄司 盛弘	9,780	53		(注)3	可決 99.44
苔米地 邦男	9,832	1		(注)3	可決 99.97
水上 亮比呂	9,833	0		(注)3	可決 99.98

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2021年8月26日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2021年8月26日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動を行うことを決議し、2021年8月26日開催の取締役会において、2021年9月28日開催予定の第50期定時株主総会に「会計監査人選任の件」として付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人FRIQ

退任する監査公認会計士等の名称

清陽監査法人

(2) 異動の年月日

2021年9月28日(第50期定時株主総会開催予定日)

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2019年9月26日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由および経緯

当社の会計監査人である清陽監査法人は、2021年9月28日開催予定の第50期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

清陽監査法人は、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、当社におきまして、現在の監査品質を維持しつつ、当社の事業形態及び事業規模に適した効率的な監査対応と監査費用の相当性等について、改めて見直すこととし、監査役会は、当社の会計監査人評価・選定基準に従って、複数の監査法人を対象として比較検討してまいりました。

その結果、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、監査法人FRIQを新たな会計監査人として選任するものであります。

(6) (5)の理由および経緯に対する意見

退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。